

恵那市監査公示第3号

平成29年度決算に係る恵那市鶴岡財産区定期監査結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、恵那市鶴岡財産区の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年9月6日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 千藤 安雄

定期監査報告書

1. 監査実施期間 平成30年7月4日（水）
2. 監査の対象 恵那市鶴岡財産区
3. 監査の方法 平成29年度の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令及び予算等に基づき適正に執行されているかを主眼に、関係書類を検査するとともに、担当職員から執行状況の説明を聴取する方法で実施した。
4. 監査の範囲 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された当該財産区の事務事業
5. 監査の結果及び意見等
監査の結果、財務に関する事務の執行管理については、おおむね適正に執行されていると認めた。
今後も保有財産の安全で適正な管理を図るとともに、土地建物貸付収入の滞納繰越分について、消滅時効が及ばないよう定期的に支払催促を行うなど、積極的な収納に努められたい。

恵那市監査公示第4号

平成30年恵那市財産区定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年恵那市財産区定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を次のとおり公表する。

平成30年10月31日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 千藤 安雄

記

1. 監査の対象 恵那市 中野財産区 竹折財産区
 正家財産区 笠置財産区
 永田財産区 中野方財産区
 久須見財産区 飯地財産区 以上各財産区
2. 監査の内容 各財産区会計における平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る財務に関する事務及び事業の執行状況等
3. 監査実施期日 平成30年10月12日（金）午前10時から午後3時
4. 監査の方法及び結果

監査は、平成29年度の単位財産区ごとの財務等に関する事務処理の執行状況等について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿及びその他の書類を照査するとともに、各財産区議長及び副議長同席のもと、担当職員からその執行状況等の説明を聴取する方法で実施した。

この結果、監査の対象である予算の執行及び事務処理は、各財産区とも概ね適正であると認められたが、提出資料中の記載誤り等軽微な事項については、その都度口頭にて指摘した。

財産区委員に支給された報酬、賃金については、適正な額で支給されており、すべての財産区で適正に源泉徴収が行われていることを確認した。

今後も、保有財産の確実な管理と財産区会計の適正な事務処理に務められるよう、所管課の指導や研修会等を継続的に開催し知識の向上を図られ、円滑な運営に努められたい。